

身に覚えのないクレジットカード利用の請求が来た

—— まずは、カード会社に連絡して！ ——

相談事例

クレジットカード会社から、預金口座の引き落としができないと連絡を受け、利用明細を確認したところ、利用した覚えのないゲーム会社からの請求が数か月前から多数計上されていました。どうやら携帯電話の音楽や映像などの配信サービスのアカウントが乗っ取られ、登録していたクレジットカード情報で決済されたようです。

クレジットカードの利用明細は郵送ではなく、Web サイト上で確認することになっていますが、カードの利用をしていなかったため、確認していませんでした。引き落とし先の預金口座の通帳も記帳していませんでした。今からクレジットカードの請求を止めて、お金を返してもらうことはできるでしょうか。



(消費者庁イラスト集より)

対応策

- ◆ 身に覚えのない請求を受けたときは、まずはカード会社に連絡してクレジットカードの利用を停止するとともに、覚えのない利用について調査を求めましょう。
 - ◆ 警察にも届け出をしましょう。
 - ◆ カード会社の規約によりますが、紛失や盗難によってカードやカード情報が不正利用され、会員に故意・過失がない場合には、カード会社の会員保障制度によって不正利用による損害が補われることがあります。
 - ◆ クレジットカードの不正利用による被害を防ぐために、カードの利用明細はWeb明細であっても必ず確認し、通帳も定期的に記帳しましょう。
 - ◆ 暗証番号やパスワードは他人に推測されにくいものにし、定期的に変更しましょう。
 - ◆ Web サイトでクレジットカード番号や個人情報の入力を求められた場合は、信頼できるサイトかどうか、慎重に確認しましょう。
- 困ったときは、八王子市消費生活センター（相談専用電話 631-5455）に相談してください。

消費生活啓発推進委員を募集中！！

詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。

☎631-5456 へ



市とともに消費生活フェスティバルの企画・運営や都の消費者月間事業のイベントへの参加など、消費生活に関する啓発活動を行う消費生活啓発推進員を募集します。

対象:市内在住・在勤・在学で20歳以上の方 **任期**:平成31年4月から2年間 **謝礼**:なし

電話勧誘での電気の契約切り替えについてトラブルが急増しています！

-切り替える意思が無ければ、検針票に記載された情報は伝えないようにしましょう-

相談事例

契約していた大手電力会社を名乗るところから電話があり、「余った電力を安く買とり、安く電力を供給している。契約番号を教えてください。」と言われ、契約している大手電力会社を名乗っていたため不審には思わず、契約番号等を伝え電話を切った。その後すぐに折り返しの電話があり、契約番号等を復唱するよう求められたので応じたところ、「書類を送る。」などと言い電話が切れた。何の書類が送られてくるのか分からず不安になり、契約していた大手電力会社に確認したところ、「契約番号を聞くような電話は一切していない。」と言われた。



対応策

- ◆ 電気の契約切り替えについて電話があった場合は、事業者名を確認するとともに、自らの意思を明確に伝えましょう。
- ◆ 切り替え検討の意思が無ければ検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
- ◆ 契約先を切り替える際、契約条件をしっかりと確認しましょう。
- ◆ 困ったときは、八王子市消費生活センターに相談してください。

(国民生活センターホームページより一部引用)

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています

※年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談(午前10時～午後4時)を受け付けています。

